

多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方

年金の給付水準の示し方 ①

1. 受給者1人あたりの平均受給額（老齢年金）

- 厚生年金：145,665円（令和3年度末）※老齢基礎年金を含む。
- 国民年金：56,368円（令和3年度末）

（出典）厚生労働省「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」

2. いわゆる「モデル年金」①

- **昭和40年改正**で、**20年加入で計算** **月額10,000円【5,000円（比例）+5,000円（定額）】**
 - ・ **男性の平均的な賃金で20年間就業した場合の老齢年金（報酬比例部分+定額部分）**を「モデル年金」として設定し、いわゆる「1万円年金」を設計。**男性1人分の年金額を計算**

- **昭和44年改正**で、**月額19,997円【9,264円（比例）+9,733円（定額）+1,000円（加給）】**
 - ・ **男性の平均的な賃金で平均的な厚生年金加入期間就業した場合の老齢年金**
平均加入期間で計算 ※昭和44年時点は24年4月間 **（報酬比例部分+定額部分+加給年金）**を「モデル年金」として設定し、いわゆる「2万円年金」を設計。**夫に生計を維持されている妻がいる世帯を想定し、加給年金を加算**

年金の給付水準の示し方 ②

2. いわゆる「モデル年金」②

○ **昭和60年改正**で、

月額176,200円【76,200円（老厚） + 50,000円（老基） × 2】

・ **男性の平均的な賃金で40年間就業した場合の老齢厚生年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金**

を「モデル年金」として設定。

40年加入で計算

夫婦2人分の年金額を計算

○ **平成16年改正**で、

月額233,296円【100,880円（老厚） + 66,208円（老基） × 2】

・ **男性の平均的な手取り賃金** に対する

・ **男性の平均的な賃金で40年間就業した場合の老齢厚生年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金**

の比率を「所得代替率」として算出し、これを将来にわたって50%を上回るようにすることを法律に規定。

「モデル年金」の定義を法定化

○ 平成16年改正以降、5年に1度の財政検証の際に、「モデル年金」を基に「所得代替率」を計算。

※令和元年財政検証時：月額220,266円【90,250円（老厚） + 65,008円（老基） × 2】

○ 現在の「モデル年金」は、昭和60年改正以降、同一の算出方法によって年金の給付水準を示し続けているため、継続的な給付水準の変化を示す「ものさし」としての機能を有している。

年金の給付水準の示し方 ③

3. 毎年公表している「標準的な年金額」

- 毎年1月の年金額改定の発表の際に、前年度の年金額からの増減幅を分かりやすく表すため、直近の財政検証時の「モデル年金」を基にした、「標準的な年金額」を公表している。

(例) 令和5年度：月額224,482円【91,982円（老厚）+65,250円（老基）×2】

令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和4年度 (月額)	令和5年度 (月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額):1人分)	64,816円	66,250円 (+1,434円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,593円	224,482円 (+4,889円)

※1 令和5年度の既裁定者（68歳以上の方）の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額66,050円（対前年度比+1,234円）です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

(出典) 厚生労働省「令和5年度の年金額改定についてお知らせします」

- 具体的には、
 - ・直近の財政検証時に算出した「モデル年金」の老齢厚生年金部分を、当年度までの年金額改定率で改定した年金額 + 当年度の夫婦2人分の老齢基礎年金を、当年度の「標準的な年金額」として公表している。

基礎年金導入によるモデル年金計算方法の変化

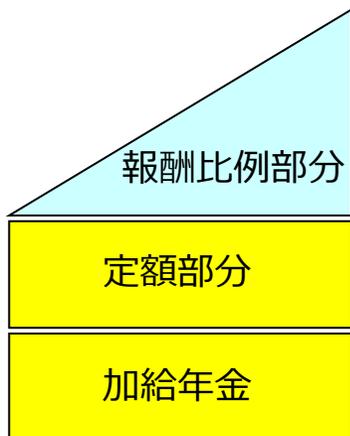
昭和60年改正

- 昭和60年改正前は、夫に対して支給される厚生年金（定額部分+報酬比例部分+加給年金）によりモデル年金を計算していた。
- 昭和60年改正後は、基礎年金制度の導入により、夫と妻2人分の基礎年金と夫に支給される厚生年金（報酬比例）によりモデル年金を計算することとした。

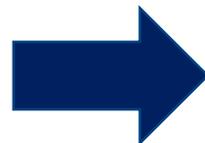
昭和60年改正前

夫

妻



0円

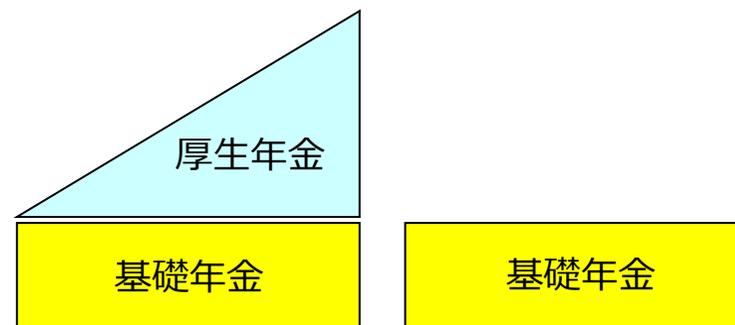


基礎年金制度の導入

昭和60年改正後

夫

妻



「モデル年金」 ・ 「所得代替率」 の法律上の定義

○ 平成16年改正法 附則 第2条 (抄)

(給付水準の下限)

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額 (①) と 第二号に掲げる額 (②) とを合算して得た額の 第三号に掲げる額 (③) に対する 比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保 (④) するものとする。

- 一 当該年度における国民年金法による 老齢基礎年金の額 (当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。) (略) を十二で除して得た額に 二を乗じて得た額 に相当する額
- 二 当該年度における厚生年金保険法による 老齢厚生年金の額 (当該年度の前年度における男子である同法による被保険者 (次号において「男子被保険者」という。) の 平均的な標準報酬額 に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率 (略) を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。) を十二で除して得た額に相当する額
- 三 当該年度の前年度における 男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額 に相当する額。

① 夫婦 2 人分の老齢基礎年金

② 男性の平均的な賃金で40年間就業した場合の老齢厚生年金

③ 男性の平均的な手取り賃金

④ 所得代替率「 $(① + ②) \div ③$ 」50%超を確保

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」 (平成13年12月) (抄)

標準的な年金（モデル年金）の考え方

- 主たる生計維持者のみが厚生年金に加入するという、片働き世帯を標準として年金保障を組み立てるこれまでの考え方を再整理することが求められている。具体的には、モデルとして共働き世帯を想定し、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定していくことが妥当である。この場合、従来からの継続性という観点から、片働き世帯を想定したモデルも従来どおり提示していくことが必要である。また、世帯類型の多様化が進展する中では、単身世帯を想定したモデルについても併せて検討すべきである。
- モデルとして共働き世帯を想定する際、夫婦ともに40年間常用雇用の世帯を想定するのかどうかという論点、また、女性の被保険者について、その厚生年金加入期間や賃金をどのように考えるかという論点について、議論が必要である。
- 現在のモデル年金の加入期間は、モデルとなる男子労働者の制度成熟時における標準的な加入期間（40年）を用いているが、モデルとして共働き世帯を想定する際には、
 - ① 男女ともに、40年間厚生年金に加入する世帯を想定することが可能なかどうか。
 - ② あるいは実態に即した一定の加入期間をもって想定するのはどうか。
 - ③ また、将来に向かって加入期間の伸びをどのように考えるか。
- 現在のモデル年金の賃金は、直近の男子の平均標準報酬額を用いているが、モデルとして共働き世帯を想定する際に、男性よりも低い女性の賃金水準をどのように扱うのか。この場合、
 - ① 現在の女子被保険者の平均標準報酬22.0万円は、就労期間が短く結果として賃金が相対的に低い者も含めて算定されたものであるが、ある程度の期間就労するモデルを考えた場合には、この賃金水準についてどう考えるか。
 - ② 男女の平均標準報酬の差を考慮するのか。あるいは、男女平均標準報酬を用いることとするのか。
 - ③ 将来に向かっての賃金水準についてどのように考えるか。
- これらの論点について今後綿密に検討を重ねて、ほとんどの女性が一定の厚生年金加入期間を持つ時代にふさわしい、モデルとしての共働き世帯を想定していくことが必要である。
- また、単身世帯には様々な形態（生涯未婚や離婚、死別に伴うもの等）が考えられる中で、単身世帯のモデルを検討する場合には、どのようなライフコースを送る単身世帯をモデルとして想定することが可能なのか、適当なのか、その場合の賃金水準、就労期間についてどう考えるのかといった論点がある。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性 (P.14～)

4 その他 (P.18)

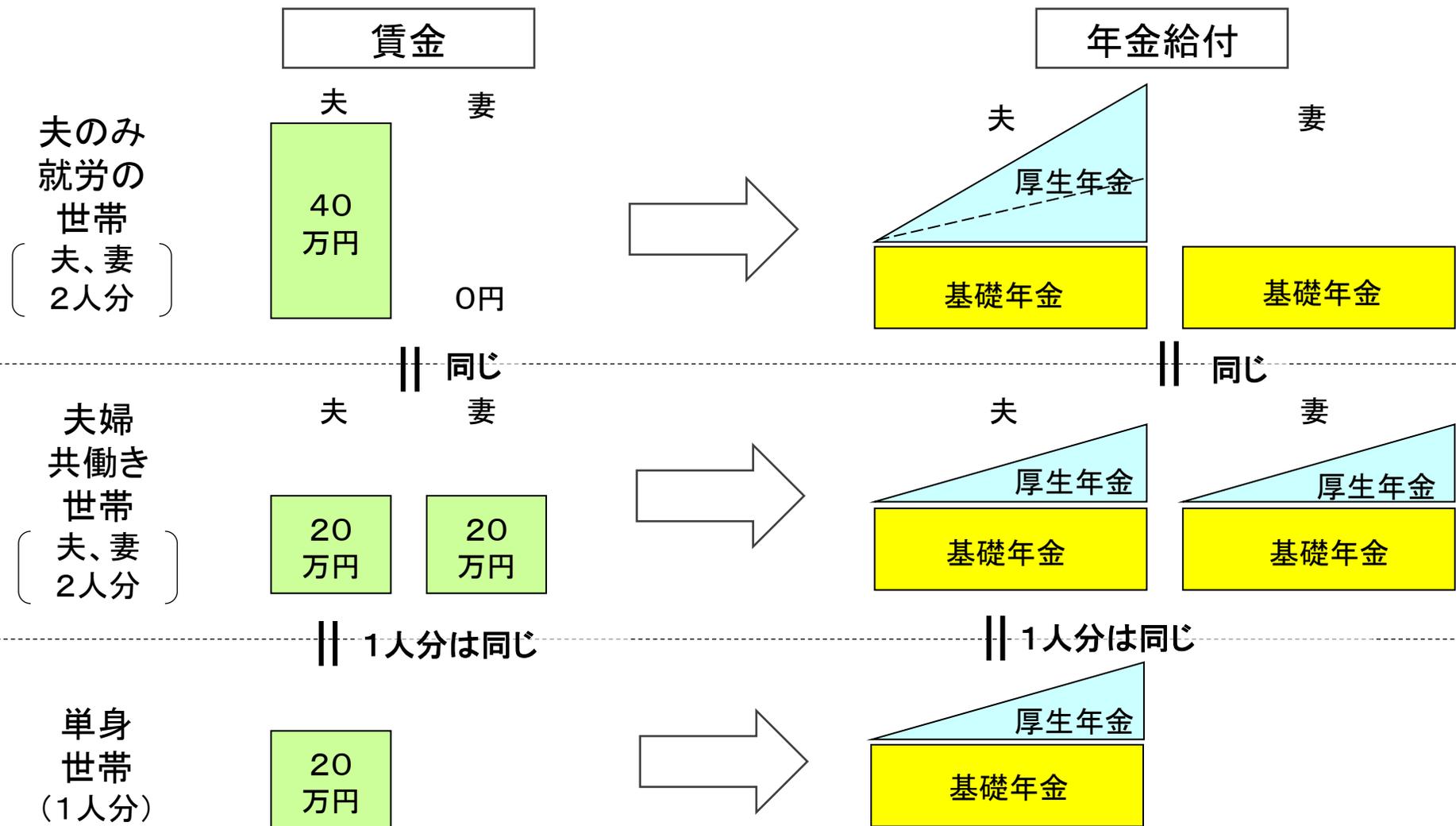
- 2019 (令和元) 年財政検証でも、世帯類型ではなく一人当たりの賃金水準によって所得代替率が決まることやその水準がどのようになるかを示しているが、このように、モデル年金以外の所得保障の状況についてもイメージできるようにわかりやすく示す工夫を重ねていくことが今後とも重要である。
- 高齢期の生活は多様であり、それぞれの方が望ましいと考える生活水準や、働き方の希望、収入・資産の状況なども様々である。公的年金制度に関する関心内容として「自分が受け取れる年金はどのくらいか」が最も高くなっており、制度自体の広報・周知に加えて、個々人の老後の公的年金の支給額等がいくらとなるか若い頃から見通せるようにすることが、老後生活や年金に対する不安を軽減するためにも重要である。

これまでの年金部会における主なご意見 (多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方)

- 若い世代では共働き世帯が急増し、モデル年金のリアリティーが薄れているため、若者に対する周知・広報の観点から課題が多いのではないか。
- モデル年金は、年金の給付水準を図る指標として長年使用され、経年的な推移を把握するためには今後も意義がある指標と考えられるし、現行法では給付水準の下限を設定する際にも用いられているため、変更することは難しい。しかし、共働き世帯や単身世帯が増加している中、もっとリアルな年金の給付水準を知る目安として、多様なライフスタイルを想定したパターンを提示する形で広報していくことや、それに基づいて政策決定を行うことが必要ではないか。
- 若者は多様な働き方をしているが、モデル世帯を今の家族に合わせた新しいパターンを何パターンか提示することで具体的な人生設計につながるのではないか。

公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

- 賃金水準（1人あたり）が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの年金額は同じ。

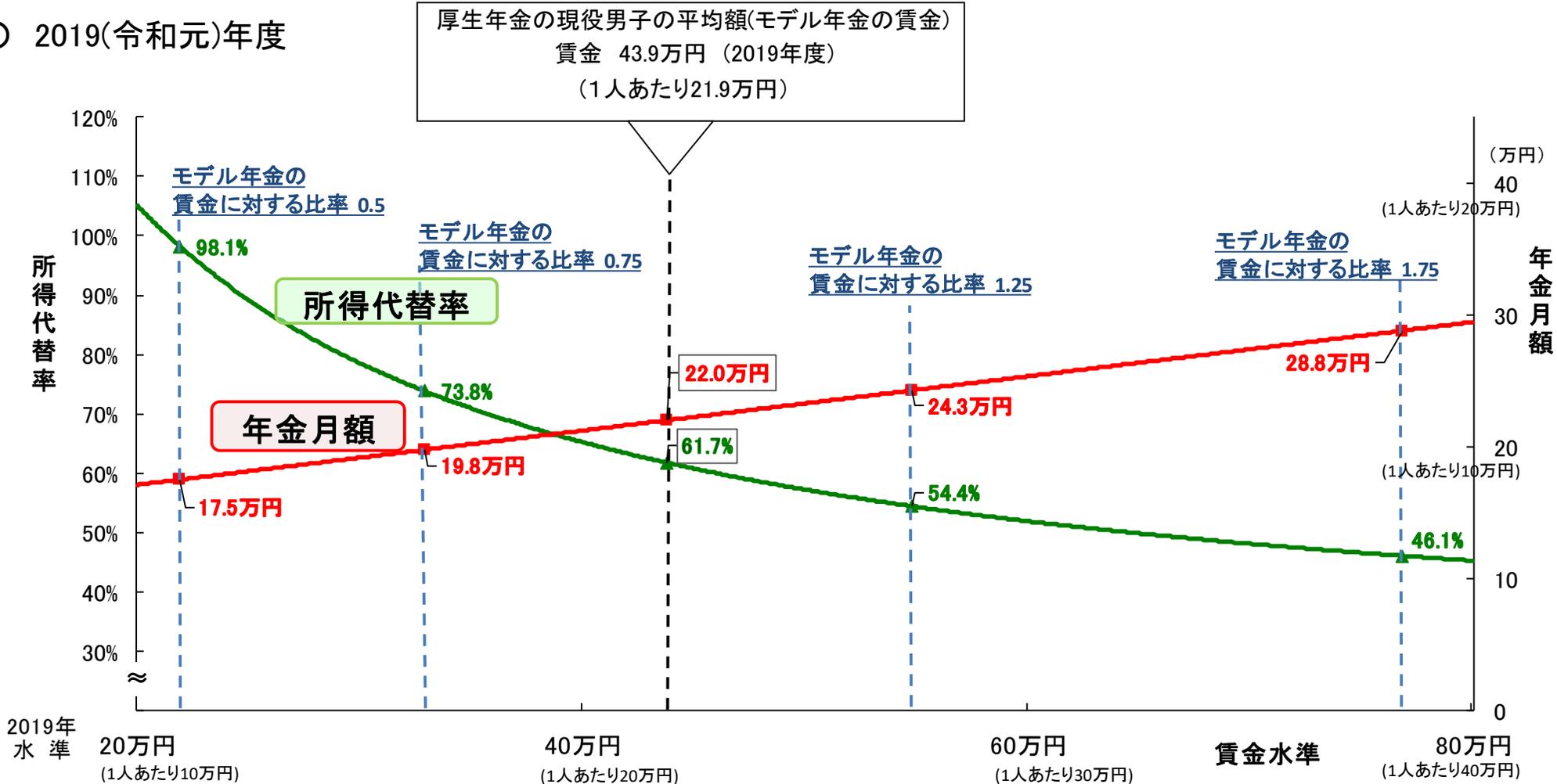


賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

2019年財政検証のポイント

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。**

○ 2019(令和元)年度



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。

注2: 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。